

長井市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 28,271	千円 13,968,785	千円 584,000	千円 1,994,448	% 14.2	% 15.1

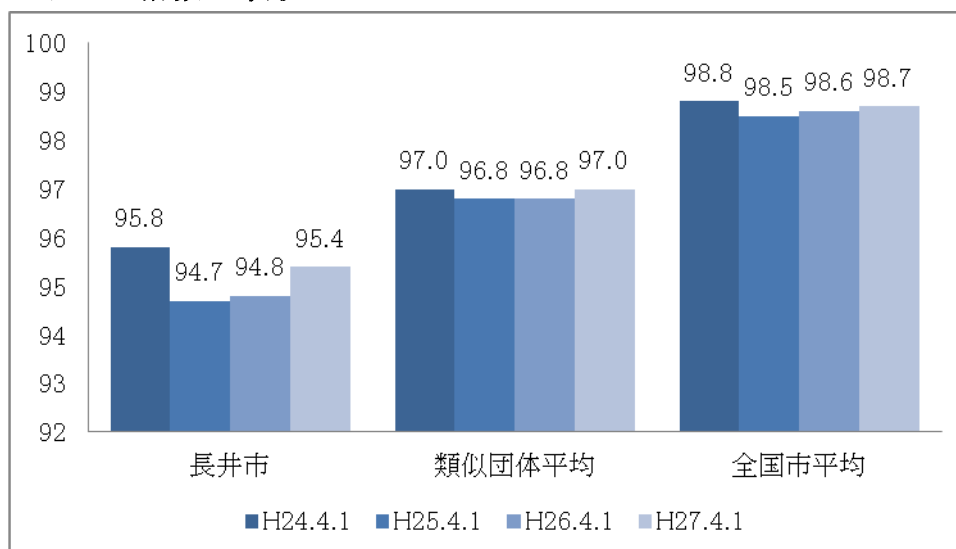
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	人 229	千円 851,986	千円 142,734	千円 311,619	千円 1,306,339

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,704	千円 5,737

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

②：理由

人事院勧告に基づいて給与改定しているため。

(4) 給与改定の状況 ※長井市は人事委員会の設置なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (- %)	%	%	%
	-	-	(- %)	-	-	-

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
	-	-	-	-	-	-

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表については、国、県の勧告を踏まえ、若年層で最大2,400円の引き上げ、高齢層では最大600円の引き上げとする。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準と同様に見直し。

（実施時期）平成28年4月1日より実施。（段階的に引き上げることとし、東京都特別区については、平成27年4月1日時点は18%、給与改定後は平成27年4月に遡及し18.5%を支給。）

（参考）

地域区分：東京都特別区

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%
長井市の支給割合	18%	18%	18.5%	20%

地域区分：宮城県仙台市

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%
長井市の支給割合	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

地域手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長井市	40.4歳	302,500円	360,101円	329,307円
山形県	44.3歳	347,600円	433,900円	374,200円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.8歳	322,071円	377,770円	346,741円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長井市	48.7歳	14人	330,400円	364,550円	350,248円	—	—	—	—
うち用務員	47.9歳	8人	327,800円	345,263円	345,971円	用務員	54.6歳	200,300円	1.72
うち自動車運転手	49.8歳	6人	333,900円	385,817円	351,600円	自動車運転手 (山形県)	51.6歳	179,500円	2.15
うち	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形県	47.2歳	524人	335,500円	373,900円	355,200円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	19人	308,367円	332,564円	320,380円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
長井市	—	—	—
うち用務員	5,872,319円	2,774,400円	2.1
うち自動車運転手	6,415,721円	2,380,000円	2.7
うち	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成24～26年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分	長井市	山形県	国
一般行政職	大学卒	178,400円	178,400円
	高校卒	145,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	139,500円	140,900円
	中学卒	—	127,700円
教育職	大学卒	—	199,800円
	高校卒	—	154,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

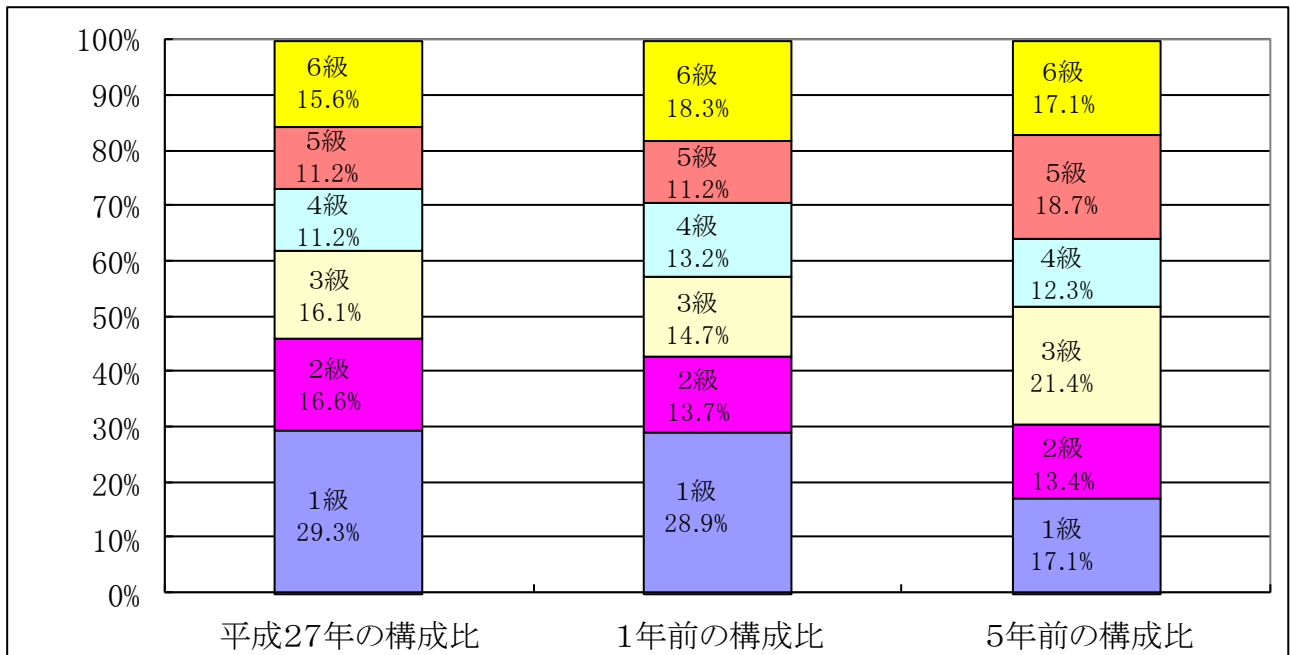
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,900 円	355,500 円	381,800 円	404,400 円
	高校卒	230,500 円	328,200 円	350,700 円	391,400 円
技能労務職	高校卒	—	—	331,900 円	350,200 円
	中学卒	—	—	—	—
教 育 職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	参事、課長、主幹	32 人	15.6 %	323,500 円	417,800 円
5級	補佐	23 人	11.2 %	291,900 円	400,200 円
4級	主査	23 人	11.2 %	264,600 円	387,900 円
3級	係長	33 人	16.1 %	229,300 円	387,900 円
2級	主任	34 人	16.6 %	192,200 円	356,200 円
1級	主事、保健師、技師	60 人	29.3 %	140,900 円	250,900 円

- (注) 1 長井市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

反映していない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長井市	山形県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,357 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,608 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.40月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

反映していない。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

長井市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	22,990	千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)			591 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			295,281 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
仙台市	6 %	1 人	6 %
東京都特別区	18 %	1 人	18 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			94.8 (94.8)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）※平成18年4月1日全廃

支給実績(26年度決算)		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		— %		
手当の種類(手当数)		—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
手当	—	—	— 千円	日額 — 円
手当	—	—	— 千円	1件当たり — 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	66,579 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	289 千円
支給実績(25年度決算)	49,792 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	217 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円 (配偶者がいない場合1人目11,000円) ・扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末5,000円加算	同じ	—	21,903千円	200,940円
住居手当	貸家・借間に居住する職員に支給 ・借家:家賃に応じた額 限度額27,000円	同じ	—	12,083千円	287,689円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通機関利用 運賃相当額 限度額55,000円 ・交通用具使用 通勤距離区分に応じた定額 限度額31,300円	異なる	・交通機関利用は県と同じ ・交通用具使用者の手当限度額(国)31,600円	6,763千円	57,800円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 ・職に応じた定 72,700円 51,900円 41,500円 30,100円	異なる	・課長級の一部、主幹級の手当が異なる	18,795千円	507,983円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たり給料額× 135/100×勤務時間数	同じ	—	1,303千円	130,341円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合に支給 ・午後10時～午前5時 100分の25	同じ	—	—	—
寒冷地手当	寒冷の在勤する職員に支給 本庁所在地4級地 ・職員の世帯区分に応じた定額 最高17,800円	同じ	—	14,717千円	66,290円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	736,000 円		(参考) 類似団体における最高/最低額			
		(円)		1,010,000円 / 440,000円			
副 市 町 村 長		591,000 円		800,000円 / 552,000円			
		(円)					
報 酬	議 長	435,000 円		528,000円 / 304,000円			
		(円)					
	副 議 長	385,000 円		450,000円 / 264,000円			
		(円)					
	議 員	360,000 円		420,000円 / 249,000円			
		(円)					
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(27年度支給割合)					
	副 市 町 村 長	給与月額に40%を加算した額の 3.05 月分					
	議 長	(27年度支給割合)					
	副 議 長	給与月額に40%を加算した額の 3.05 月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 市 町 村 長	736,000円×在職月数×0.567		20,030,976円		通算(希望により任期毎)	
		591,000円×在職月数×0.331		9,389,808円		通算(希望により任期毎)	
	備 考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

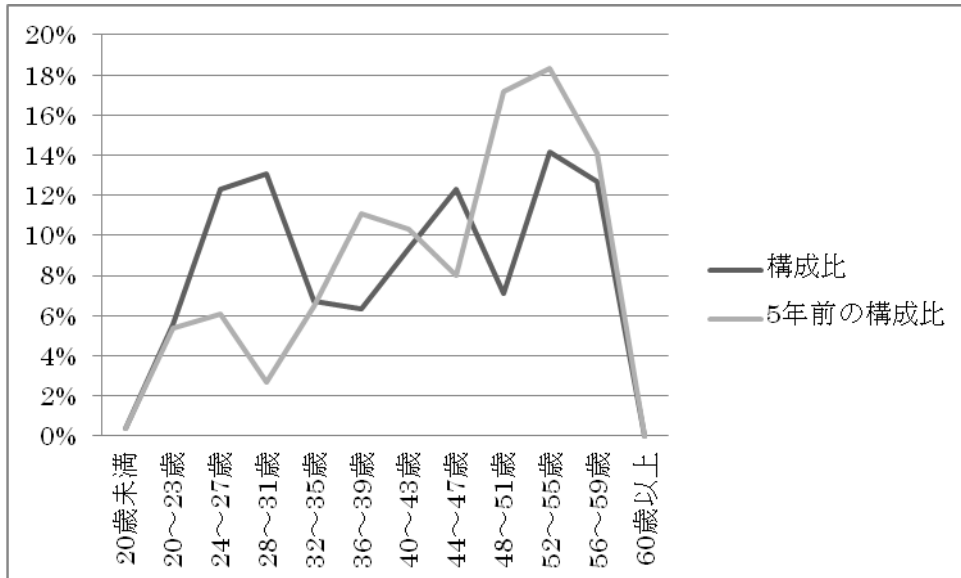
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	平成26年	平成27年				
普 通 会 計 部 門	一 般	議 会	5	5	0	事務事業の見直し 事務事業の見直し 退職者不補充 事務事業の見直し 事務事業の見直し 事務事業の見直し
	行 政	総 務	67	69	2	
	部 門	税 務	19	17	△2	
		民 生	31	29	△2	
		衛 生	17	18	1	
		農 働	0	0	0	
		水 働	20	21	1	
		農 働	14	15	1	
		商 働	25	25	0	
		計	198	199	1	
	教 育 部 門	32	32	0		
	小 計	230	231	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.71人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.01人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		9	9	0	
	下 水 道		7	7	0	
	そ の 他		21	21	0	
	小 計		37	37	0	
	合 計		267	268	1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.80人
			[403]	[403]	[0]	(各年4月1日現在)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	15人	33人	35人	18人	17人	25人	33人	19人	38人	34人	0人	268人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	189	194	194	197	198	199	10(5.3%)
教育	33	32	32	32	32	32	△1(△3.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(%)
普通会計計	222	226	226	229	230	231	9(4.1%)
公営企業等会計計	41	39	38	37	37	37	△4(△9.8%)
総合計	263	265	264	266	267	268	5(1.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	618,998	48,227	35,661	5.8	5.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 16,523 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人 当たり給与額
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	9	34,687	4,308	13,189	52,184	5,798	6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長井市	44.6歳	330,666円	483,166円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円
事業者	一歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長井市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（26年度） 1,465千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,484千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 ー 月分 (ー)月分 勤勉手当 ー 月分 (ー)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

長井市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～45%加算）		その他の加算措置		
（退職時特別昇給	なし		（退職時特別昇給	—	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	15,286千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）※平成18年4月1日全廃

支給実績（26年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	— %

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	929千円
職員1人当たりの平均支給額（26年度決算）	132千円
支給実績（25年度決算）	1,931千円
職員1人当たりの平均支給額（25年度決算）	241千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円（配偶者がいない場合1人目11,000円） ・扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末 5,000円加算	同じ	—	1,025千円	113,888円
住居手当	貸家・借間に居住する職員に支給 ・借家：家賃に応じた額 限度額27,000円	同じ	—	324千円	36,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通機関利用 運賃相当額 限度額55,000円 ・交通用具使用 通勤距離区分に応じた定額 限度額31,300円	同じ	—	435千円	48,333円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 ・職に応じた定額 72,700円 51,900円 41,500円 30,100円	同じ	—	975千円	487,500円
休日出勤手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たり給料額× $135/100 \times$ 勤務時間数	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合に支給 ・午後10時～午前5時 100分の25	同じ	—	—	—
寒冷地手当	寒冷の在勤する職員に支給 ・職員の世帯区分に応じた定額 最高17,800円	同じ	—	620千円	68,888円